

知多都市計画用途地域の変更（南知多町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建蔽率	外壁の 後退距 離の限 度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	備 考
第一種低層住居 専用地域	約 2.6ha	5/10 以下	3/10 以下	—	—	10m	0.6%
第二種中高層住 居専用地域	約 12ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.0%
第一種住居地域	約 269ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	66.8%
第二種住居地域	約 11ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.7%
準住居地域	約 17ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.1%
近隣商業地域	約 31ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	7.7%
小 計	約 4.1ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.0%
	約 35ha						8.7%
商業地域	約 24ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	6.0%
準工業地域	約 32ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.0%
合 計	約 402ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

南知多町大井地区について、地区の大部分を占める山林は、現に市街化されておらず、今後も市街地整備の見込みもないことや関係者からの合意形成も得られていることから、市街化調整区域への編入とし、残る一部の土地は、将来の土地利用計画、周辺の土地利用の現況及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、周辺の土地利用と連続した良好な居住環境の形成を図るため、適切な用途地域に変更する。